

令和8年度南部町児童生徒文化活動・スポーツ大会等出場補助金交付要綱

令和8年4月10日制定
社会教育課要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に住所を有し、文化・スポーツ活動の一環として大会等に選手として出場する小学校児童及び中学校生徒（以下「児童・生徒」という。）の活動を支援し、健全な人材育成を図るため、当該年度の予算の範囲内において、町外で開催される各種大会等への出場に要する経費の一部を助成することに関し、南部町補助金等の交付に関する規則（平成18年規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

ただし、学校管理下の部活動として参加する大会等についてはこの要綱の対象としない。

- (1) 南部町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年4月1日施行）により南部町教育委員会の認定を受けた団体（以下「認定地域クラブ」という。）に所属する生徒が大会に出場する事業（以下「認定地域クラブ大会出場事業」という。）
- (2) 南部町スポーツ少年団加盟団体及び南部町文化協会に加盟している児童生徒文化活動団体（以下「スポーツ少年団等」という。）に所属する児童・生徒が大会に出場する事業（以下「スポーツ少年団等大会出場事業」という。）
- (3) 町内に住所を有し、町外スポーツ団体及び文化活動団体等に所属する児童・生徒が大会に出場する事業（以下「クラブチーム等大会出場事業」という。）

(補助対象経費等)

第3条 前条の補助対象事業に対し交付する補助金の目的、補助対象者、補助対象経費及び補助額（以下「補助対象経費等」という。）は、次の表に定めるところによる。

補助対象事業	補助対象経費等
認定地域クラブ大会出場事業	別表第1
スポーツ少年団等大会出場事業	別表第2
クラブチーム等大会出場事業	別表第3

(補助対象となる大会の種類及び基準)

第4条 補助対象となる大会の種類及び基準は別表第4に定めるところによる。

(補助率及び補助上限額)

第5条 補助率及び補助上限額は別表第5に定めるところによる。

第6条 規則第4条の規定による申請は、補助事業実施予定日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して10日前までに、令和8年度南部町児童生徒文化活動・スポーツ大会等出場補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業費計算書（様式第2号）
- (2) 補助対象事業に関する開催要項またはこれに相当する書類
- (3) 補助対象者が補助対象事業に出場または参加することが確認できる書類
- (4) 補助対象大会等の出場要件となる予選会を経たことまたは推薦及び選抜されたことを確認できる書類（様式第3号をもって替えることができる）
- (5) 委任状（様式第4号。補助金に関する一切の権限を代理人に委任する場合に限る。）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第6条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿等を備え付け、これらを事業完了日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告しその指示を受けること。
- (3) 規則第6条3項の規定により、補助金の交付が新規になされた補助事業等は原則として当該年度から5年間の範囲内で交付する。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに令和8年度南部町児童生徒文化活動・スポーツ大会出場補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第9条 規則第8条第1項の規定による補助金の交付の申請の取り下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過する日までとする。

（変更申請等）

第10条 規則第9条第1項の規定による変更申請等は、事業変更（廃止）申請書（様式第6号）を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して60日を経過する日または令和9年4月10日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業費精算書（様式第8号）
- (2) 補助対象経費に該当する領収書等精算を証明する書類
- (3) 補助対象事業の結果または実績に関する資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の確定）

第12条 前条の事業実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告書に係る書類を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第9号）をもって通知する。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、大会出場補助金請求書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

(概算払い)

第 14 条 本補助金は、規則第 15 条の規定にかかわらず概算払いとすることができる。

2 前項の規定による補助金の交付を受ける場合の手続きは、規則の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。